

東京都無痛分娩費用助成事業実施要綱

6 福祉子家第 2824 号

令和 7 年 3 月 3 日

一部改正 7 福祉子家第 1607 号

令和 7 年 9 月 2 5 日

第 1 目的

東京都無痛分娩費用助成事業は、無痛分娩に係る医療行為に要した費用を助成することにより、希望する方が安心して無痛分娩を選択できる環境を整備し、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

第 2 趣旨

この要綱は、東京都無痛分娩費用助成等事業のうち、東京都無痛分娩費用助成事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

なお、無痛分娩費用については、別に定める東京都無痛分娩費用助成事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき予算の範囲内で助成するものとする。

第 3 助成の対象となる範囲

助成の対象となる無痛分娩費用の範囲は、令和 7 年 10 月 1 日以降に出産した者（同日以降に無痛分娩により出産予定であつて、交付要綱に定める必要書類によりそのことが証明された同年 9 月 30 日以前に出産した者を含む。）に対して、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関において行った無痛分娩（硬膜外麻酔及び脊髄くも膜下硬膜外併用麻酔を用いた無痛分娩に限る。以下同じ）に係る医療行為（無痛分娩に係る検査から分娩までの一連の医療行為。以下同じ）に要した費用（薬剤費含む。室料差額、個室料、食事料及びこれに類する費用を除く。以下同じ）で、医療保険各法の保険給付の対象とならないものとする。

ただし、第 4 の 5 の規定に基づき東京都（以下「都」という。）から対象となる医療機関として公表された日以後で、かつ公表中の当該医療機関において行われた無痛分娩に係る医療行為に限る（交付要綱第 3 の但し書きに該当する場合を除く。）。

第 4 対象となる医療機関

1 要件

本事業の対象となる医療機関（以下「対象医療機関」という。）は、都内に所在する健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関のうち、次に定められた条件

を全て満たしたものとする。

- (1) 無痛分娩に係る医療行為に携わる者（予定の者を含む。）が少なくとも1名以上、都の東京都無痛分娩費用助成等事業に係る医療機関向け説明会に参加し、説明内容について所属する医療機関内に周知すること。
- (2) 「無痛分娩の安全な提供体制の構築について」(令和7年5月15日付け医政地発0515第1号) 別添1「無痛分娩取扱施設のための、『無痛分娩の安全な提供体制の構築に関する提言』に基づく自主点検表」(以下「自主点検表」という。)の項目を全て満たし、その旨を都に誓約すること。

また、自施設のウェブサイト、自主点検表の項目を全て満たしている旨を明記すること。

ただし、(3)で示す公表内容における分娩取扱実績のうち、「無痛経膈分娩件数」が令和7年3月31日以前に1件以上ある医療機関の場合、自主点検表における「産科麻酔に関連した病態への対応のための講習会」(無痛分娩関係学会・団体連絡協議会(The Japanese Association for Labor Analgesia: JALA。以下「JALA」という。))JALAが認定するカテゴリB講習会あるいはそれに相当する講習会等)及び「JALAが認定するカテゴリC講習会に相当する救急蘇生コース」の受講を満たす期間については令和9年9月30日まで猶予する。

その場合、自施設のウェブサイトで、自主点検表の項目のうち当該項目以外については全て満たしている旨を明記すること。

- (3) JALAの「無痛分娩取扱施設のウェブサイトにおける『自施設の診療体制に関する情報公開』の内容について」(平成31年2月5日。令和4年8月24日改定。令和6年9月1日再改定)に基づき、同資料に記載されている全ての項目について自施設のウェブサイトで公表すること。

また、あわせて、初産婦への対応可否及び本事業の助成対象となる無痛分娩費用の金額について掲載すること。

- (4) JALAの「無痛分娩診療体制情報公開事業」に参画し、「情報公開に積極的に取り組んでいる無痛分娩取扱施設のリスト」(以下「リスト」という。)への掲載を行うこと。

ただし、リストへの掲載は、令和8年3月31日まで猶予する。

- (5) 無痛分娩に関する情報を厚生労働省の運用するウェブサイト「出産なび」で公開すること。

ただし、公開は、令和7年9月30日まで猶予する。

- (6) 2に定める対象医療機関の役割を遵守すること。
- (7) 5に定める内容により都が対象医療機関を公表することに同意すること。
- (8) 6(2)イによる対象医療機関からの抹消がなされた場合で6(2)アの通知を受けて以後、別表1の9に定める内容を実施しなかった場合は、6(2)ウにより公表した抹消日から起算して1年を経過していること。

2 対象医療機関の役割

対象医療機関の役割は、別表 1 のとおりとする。

なお、別表 1 の 8 における、都が実施する報告の聴取及び現地調査は、別表 2 のいずれかに該当する場合に行うことができるものとする。

3 届出事項

(1) 医療機関の正式名称及び所在地

(2) 1 (2) 及び (3) が掲載された自施設のウェブサイトにおける該当ページの URL

(3) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の規定による管理者氏名及び自主点検表における無痛分娩麻酔管理者

(4) 都の医療機関向け説明会参加年月日及び参加者

(5) 担当者連絡先

4 届出の手續

(1) 対象医療機関に係る届出

医療機関が対象医療機関になることを希望するときは、東京都無痛分娩費用助成事業に係る対象医療機関届出書兼誓約書（第 1 号様式）に、必要事項を記入した自主点検表を添付して、知事に届け出なければならない。

(2) 公表事項の変更に係る届出

対象医療機関が届け出た事項のうち都のウェブサイト上の公表事項に変更が生じた場合は、速やかに東京都無痛分娩費用助成事業に係る対象医療機関変更届出書（第 2 号様式）により、知事に届け出なければならない。

なお、自主点検表の項目のうち、1 (2) ただし書きにより猶予が認められた項目を満たした際の変更の場合、当該届出に自主点検表を添付すること。

(3) 対象医療機関からの除外に係る届出

対象医療機関からの除外を希望する場合は、それを希望する日の 30 日前までに東京都無痛分娩費用助成事業に係る対象医療機関除外届出書（第 3 号様式）により、知事に届け出なければならない。

(4) 届出の受理

都は、(1) から (3) までの届出を受けた場合、届出を行った医療機関に対して、速やかに東京都無痛分娩費用助成事業実施要綱受理通知書（第 4 号様式）により受理の旨を通知する。

5 対象医療機関の公表

知事は、4 (1) 又は (2) による届出を受理した後、遅滞なく、対象医療機関の公表又は公表情報の更新を行うよう努めることとする。

ただし、届出事項に不備があった場合はこの限りではない。

また、公表する事項は、4 (1) 又は (2) に基づき提出された届出書に記載された事項のうち、3 (1) 及び (2) とする。

6 対象医療機関からの抹消

(1) 抹消事由

知事は、次のいずれかに該当する医療機関について、対象医療機関から抹消することができる。

ア都に4（3）による届出をしたとき。

イ1の要件を欠くに至ったとき。

ウ2に定める対象医療機関の役割を果たしていないと認められるとき。

エ医療法第6条の8第2項の対象となり、当該広告を中止し、又はその内容を是正すべき旨を命じられたが対応しないと認められるとき。

オその他不適当と認められるとき。

(2) 抹消手続

ア 知事は、対象医療機関が（2）アからオまでに該当し、対象医療機関から抹消する際は、1か月程度の期間を定め、都が定める期間内に抹消する理由が解消されない場合は、対象医療機関から抹消する旨を東京都無痛分娩費用助成事業実施要綱対象医療機関抹消予告通知書（第5号様式）により予告し、都が定める期間を経過時点で、抹消する理由の解消が確認できない場合はイの手続により対象医療機関から抹消する。

ただし、法令に基づく立入検査の結果、無痛分娩を実施するに当たって重大な瑕疵が明らかな場合には、第5号様式による通知を経ずに、イの手続により対象医療機関から抹消することができる。

イ 抹消の際は、東京都無痛分娩費用助成事業実施要綱対象医療機関抹消通知書（第6号様式）により通知する。

ウ イによる通知を行った又は4（3）による届出を受理した際、4の5で公表した情報を削除するとともに、4（1）又は（2）に基づき提出された届出書に記載された事項のうち、3（1）の情報及び抹消年月日を公表する。

そのうち、特に都民に対する情報提供の観点から必要性が認められるときは、前述の内容に加え、責任者及び抹消事由を公表することができる。

ただし、第4の規定に基づき、再度対象医療機関となった場合は、ウにおいて公表した事項に加えて、再度対象医療機関となった年月日もあわせて公表することとする。

第5 対象医療機関からの報告

対象医療機関から、別表1の7に基づく報告があった場合、都は、速やかに管轄の保健所に情報共有することとする。

また、別表1の8における報告の聴取及び現地調査を実施した場合、都は、必要に応

じて管轄の保健所に情報共有することとする。

第6 その他

知事は、この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項について別に定めることができる。

附 則（令和7年3月3日付6福祉子家第2824号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和7年9月25日付7福祉子家第1607号）

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱による改正前に対象医療機関となった医療機関において、自主点検表の差替えは不要とする。

ただし、第4の4（2）なお書きによる変更があった際は、東京都無痛分娩費用助成事業に係る対象医療機関変更届出書（第2号様式）に改正後の自主点検表を添付の上、届け出ること。

別表 1 対象医療機関の役割

- 1 都の助成対象となる無痛分娩費用に係る領収書及び明細書を発行し、医療行為を受けた者に交付すること。なお、本要綱第3の令和7年10月1日以降に無痛分娩により出産予定であったことを証明する必要がある場合、交付要綱第4号様式を作成し、医療行為を受けた者に交付すること。
- 2 妊婦が適切に分娩の方法を選択できるよう中立的な立場から情報提供を行うこと。その際、都が作成した説明用資材がある場合は、同資材の視聴も案内すること。
- 3 JALA のリストに掲載されている情報と自施設のウェブサイトに掲載されている情報とに矛盾が生じないように更新すること。
- 4 毎年度、JALA のリスト及び自施設の分娩取扱実績に係る情報を更新すること。
- 5 無痛分娩に係る日本産婦人科医会の妊産婦重篤合併症報告事業の報告対象症例が発生した場合、日本産婦人科医会及び東京都産婦人科医会に速やかに報告すること。
- 6 無痛分娩に係るインシデント・アクシデントが発生した際は、日本産婦人科医会による各報告事業に加え、JALA による無痛分娩有害事象収集分析事業にも登録を行うこと。
- 7 日本産婦人科医会が実施する妊産婦死亡報告事業、別表1の5又は6の報告対象症例が発生した際、日本産婦人科医会及び東京産婦人科医会又は JALA に提出した連絡票の写し又は無痛分娩有害事象調査票1ページ目の写しにより、都に速やかに報告すること。
- 8 都が実施する報告の聴取及び現地調査に応じ、協力すること。
- 9 第4の6（2）アに基づく通知を受けた以後、抹消に伴い、当該医療機関で医療行為を受けた者、医療行為を受けている者又は医療行為を受けることを希望する者が不利益を被ることがないように誠実な対応を行うこと。
- 10 自主点検表、本要綱及び交付要綱が改定された場合には、その改定内容に応じて都が改定し通知する要件、対象医療機関の役割等に同意し、速やかに満たすこと。その改定後の要件等に同意しない又は満たすことができない場合は、除外の届出を行うこと。

別表 2 都が実施する報告の聴取及び現地調査

- 1 対象医療機関の要件及び対象医療機関の役割を満たしていないことを疑うに足る理由があるとき。
- 2 交付要綱に基づき都に申請する者に対象医療機関が交付した領収書、明細書等における無痛分娩費用の内訳等に疑義があるとき。
- 3 医療事故や医療法等法令違反が疑われる場合などで、法令に基づく立入検査が行われるとき。
- 4 その他都の事業実施において必要なとき。

東京都知事 殿

東京都無痛分娩費用助成事業に係る対象医療機関届出書兼誓約書

東京都無痛分娩費用助成事業実施要綱及び東京都無痛分娩費用助成事業助成金交付要綱の内容に同意した上で、無痛分娩費用助成事業の対象医療機関となることを希望しますので、下記のとおり届け出ます。
届出に関する情報や医療法に基づく立入検査等により得た貴医療機関に関する情報について、立入検査等の実施主体等が必要に応じて関係機関等に情報を共有することに同意します。

記

※◆：都のHP公表事項

1. 医療機関名 (◆)				
2. 所在地 (◆)	〒			
	東京都			
3. 自施設のウェブサイトにおける無痛分娩に係る記載があるページURL (◆)				
4. 医療法の規定による管理者及び自主点検表における麻酔管理者氏名	管理者		無痛分娩 麻酔管理者	
5. 都の医療機関向け説明会 参加年月日及び参加者	参 加 年月日		参 加 者 職名・氏名	(複数名参加で記載しきれない場合は別紙を添付)
6. 本件に関する担当者問合せ先	部 署		氏 名	
	メ ー ル アドレス		電話番号	

対象医療機関 の役割	1 都の助成対象となる無痛分娩費用に係る領収書及び明細書を発行し、医療行為を受けた者に交付すること。なお、実施要綱第3の令和7年10月1日以降に無痛分娩により出産予定であったことを証明する必要がある場合、交付要綱第4号様式を作成し、医療行為を受けた者に交付すること。 2 妊婦が適切に分娩の方法を選択できるよう中立的な立場から情報提供を行うこと。その際、都が作成した説明用資材がある場合は、同資材の視聴も案内すること。 3 JALAのリストに掲載されている情報と自施設のウェブサイトに掲載されている情報とに矛盾が生じないよう更新すること。 4 毎年度、JALAのリスト及び自施設の分娩取扱実績に係る情報を更新すること。 5 無痛分娩に係る日本産婦人科医会の妊産婦重篤合併症報告事業の報告対象症例が発生した場合、日本産婦人科医会及び東京都産婦人科医会に速やかに報告すること。 6 無痛分娩に係るインシデント・アクシデントが発生した際は、日本産婦人科医会による各報告事業に加え、JALAによる無痛分娩有害事象収集分析事業にも登録を行うこと。 7 日本産婦人科医会が実施する妊産婦死亡報告事業、5又は6の報告対象症例が発生した際、日本産婦人科医会及び東京都産婦人科医会又はJALAに提出した連絡票の写し又は無痛分娩有害事象調査票1ページ目の写しにより、都に速やかに報告すること。 8 都が実施する報告の聴取及び現地調査に応じ、協力すること。 9 対象医療機関から抹消されることとなった際、当該医療機関で医療行為を受けた者、医療行為を受けている者又は医療行為を受けることを希望する者が不利益を被ることがないよう誠実な対応を行うこと。 10 自主点検表、実施要綱及び交付要綱が改定された場合には、その改定内容に応じて都が改定し通知する要件、対象医療機関の役割等に同意し、速やかに満たすこと。その改定後の要件等に同意しない又は満たすことができない場合は、除外の届出を行うこと。
---------------	---

また、次に掲げる事項を誓約します。

- ☐ 当医療機関は『無痛分娩取扱施設のための、「無痛分娩の安全な提供体制の構築に関する提言」に基づく自主点検表』（以下「自主点検表」という。）の項目について、別添のとおり全て満たしていることを誓約します。
- ☐ 当医療機関は「自主点検表」の項目を確認し、別添のとおり、実施要綱第4の1（2）ただし書きにより猶予が認められたもの以外は全て満たしていること、猶予が認められたものは、猶予期間内に確実に満たすことを誓約します。

上記の事項について、届け出ます。

令和 年 月 日

医 療 機 関 名	
管 理 者 名	
（医療法による）	印
無痛分娩麻酔管理者	印

無痛分娩取扱施設のための、 「無痛分娩の安全な提供体制の構築に関する提言」に基づく自主点検表

令和7年5月版

無痛分娩を取り扱う医療機関は、以下の自主点検表を用い、全ての項目を満たすよう、適切な対策をとること。

A 診療体制

最新の「産婦人科診療ガイドライン産科編」を踏まえた上で、個々の妊産婦の状況に応じた適切な対応をとること。

1	インフォームド・コンセント
インフォームド・コンセントを適切に実施している。	
☐ 合併症に関する説明を含む無痛分娩に関する説明書を整備している。	
☐ 妊産婦に対して、説明書を用いて無痛分娩に関する説明が行われ、妊産婦が署名した無痛分娩の同意書を保存している。	
2	無痛分娩に関する人員体制
(1) 無痛分娩麻酔管理者を配置している。	
(要件)	
☐ 無痛分娩取扱施設の常勤医師である。	
☐ 麻酔科専門医資格、麻酔科標榜資格又は産婦人科専門医資格を有している。	
☐ 安全な産科麻酔実施のための最新の知識を修得し、技術の向上を図るための講習会（無痛分娩関係学会・団体連絡協議会（JALA）が提供するカテゴリーA講習会等）を2年に1回程度受講し、その受講歴についてウェブサイト等で情報を公開している。（※）	
産婦人科専門医の場合には、	
☐ 自らの麻酔科研修歴及び麻酔実施歴、無痛分娩診療歴についてウェブサイト等で情報を公開している。（※）	
☐ 産科麻酔に関連した病態への対応のための講習会（JALAが認定するカテゴリーB講習会あるいはそれに相当する講習会等）を2年に1回程度受講し、その受講歴についてウェブサイト等で情報を公開している。（※）	
☐ JALAが認定するカテゴリーC講習会に相当する救急蘇生コースの受講歴があり、その受講歴についてウェブサイト等で情報を公開している。（※）	
(2) 麻酔担当医を配置している。	
(要件)	
☐ 麻酔科専門医資格、麻酔科標榜資格又は産婦人科専門医資格を有している。	
産婦人科専門医の場合には、	
☐ 原則として麻酔科専門医の指導下に麻酔科を研修した実績があり、自らの麻酔科研修歴及び麻酔実施歴、無痛分娩診療歴について経験症例数等の情報を公開し、安全で確実な硬膜外麻酔及び気管挿管実施の能力を有することを示している。	
☐ 安全な麻酔実施のための最新の知識を修得し、技術の向上をはかるための講習会（JALAが提供するカテゴリーA講習会等）を2年に1回程度受講し、その受講歴についてウェブサイト等で情報を公開している。（※）	
麻酔科専門医資格・認定医資格をもたない麻酔科標榜医又は産婦人科専門医の場合には、	
☐ 産科麻酔に関連した病態への対応のための講習会（JALAが認定するカテゴリーB講習会あるいはそれに相当する講習会等）を2年に1回程度受講し、その受講歴についてウェブサイト等で情報を公開している。（※）	
☐ JALAが認定するカテゴリーC講習会に相当する救急蘇生コースの受講歴があり、かつその受講証明が有効期限内であり、その受講歴についてウェブサイト等で情報を公開している。（※）	
☐ 安全で確実な気管挿管の能力を有している。	
(3) 無痛分娩研修修了助産師・看護師がいる場合には、活用している。	
(要件)	
☐ 有効期限内のNCPR（新生児蘇生法普及事業）の資格を有し、新生児の蘇生ができる。	
☐ JALAが認定するカテゴリーC講習会に相当する救急蘇生コースの受講歴を有している。（※）安全な麻酔実施のための最新の知識を修得し、ケアの向上を図るため、関係学会又は関係団体が主催する講習会（JALAが提供するカテゴリーD講習会等）を2年に1回程度受講している。（※）	

※ 講習会の具体的な内容とその受講要件については、JALAがそのウェブサイトを通じて提供する情報を確認すること（<https://www.jalasite.org/doc/koshukaiarticlelist>）。講習会受講に関する情報公開は、各施設のウェブサイト等を介して行うとともに、JALAがそのウェブサイトを通じて提供する「情報公開に積極的に取り組んでいる無痛分娩取扱施設のリスト」における自施設情報の一部としても掲載することが望ましい。

3	無痛分娩に関する安全管理対策
無痛分娩に関する安全管理対策を実施している。	
☐ 施設の方針（以下の項目を含む）を策定している。 ①無痛分娩に関する基本的な考え方 ②インフォームド・コンセントの実施に関すること ③無痛分娩に関する安全な人員の体制に関すること ④インシデント・アクシデント発生時の具体的な対応	
☐ 無痛分娩マニュアルを作成し、担当職員への周知徹底を図っている。	
☐ 無痛分娩看護マニュアルを作成し、担当職員への周知徹底を図っている。	
☐ 施設内で勤務者が参加する危機対応シミュレーションを少なくとも年1回程度実施し、実施歴についてウェブサイト等において情報を公開している。	
4	無痛分娩に関する設備及び医療機器の配備
(1) 蘇生設備及び医療機器を配備し、すぐに使用できる状態で管理している。	
☐ 蘇生設備：酸素ボンベ、酸素流量計、バグバルブマスク、マスク、酸素マスク、喉頭鏡、 気管チューブ、スタイレット、経口エアウェイ、吸引装置、吸引カテーテル等	
☐ 医療機器：麻酔器（設置場所は手術室でもよい）、除細動器又はAED（自動体外式除細動器）等	
(2) 救急用の医薬品をカートに整理してベッドサイドに配備し、すぐに使用できる状態で管理している。	
☐ アドレナリン、硫酸アトロピン、エフェドリン、フェニレフリン、静注用キシロカイン、 ジアゼパム、チオペンタール又はプロポフォール、スキサメトニウム又はロクロニウム、 スガマデクス、硫酸マグネシウム、精製大豆油（静注用脂肪乳剤）、 乳酸加（酢酸加、重炭酸加）リンゲル液、生理食塩水等	
(3) 母体用の生体モニターを配備し、すぐに使用できる状態で管理している。	
☐ 心電図、非観血的自動血圧計、パルスオキシメータ等	

B 情報公開

1	情報公開
無痛分娩の診療体制に関する以下の情報を自施設のウェブサイト及びJALAサイト等を通じて公開し、原則として年1回以上の頻度で最新の情報に更新を行っている。また、無痛分娩に関する情報を厚生労働省の運用するウェブサイト「出産なび」で公開している。	
(自施設のウェブサイトおよびJALAサイト等)	
☐ 無痛分娩の診療実績	
☐ 無痛分娩に関する標準的な説明文書	
☐ 無痛分娩の標準的な方法	
☐ 分娩に関連した急変時の体制	
☐ 危機対応シミュレーションの実施歴	
☐ 無痛分娩麻酔管理者の麻酔科研修歴、無痛分娩実施歴、講習会受講歴	
☐ 麻酔担当医の麻酔科研修歴、無痛分娩実施歴、講習会受講歴、救急蘇生コースの有効期限	
☐ 日本産婦人科医会偶発事例報告・妊産婦死亡報告事業への参画状況	
☐ ウェブサイトの更新日時	
(出産なび)	
☐ 出産なびに無痛分娩に関する情報を公開している	

C インシデント・アクシデントの収集・分析・共有

1	インシデント・アクシデントの収集・分析・共有
無痛分娩に関する有害事象を日本産婦人科医会に報告している。	
☐ 日本産婦人科医会が実施する偶発事例報告事業及び妊産婦死亡報告事業の報告対象症例が発生した場合、日本産婦人科医会に速やかに報告している。	

令和 年 月 日

医 療 機 関 名 _____

点 検 責 任 者 _____ 印

東京都知事 殿

東京都無痛分娩費用助成事業に係る対象医療機関変更届出書

下記のとおり変更したので、東京都無痛分娩費用助成等事業実施要綱第4の4（2）により届け出ます。

記

1. 医療機関名				
2. 所 在 地	〒			
	東京都			
3. 変更の項目				
4. 変更の内容	(変更前)			
	(変更後)			
5. 本件に関する担当者問合せ先	部 署		氏 名	
	メー ル アドレス		電話番号	

上記の事項について、届け出ます。

年 月 日

医 療 機 関 名	
無痛分娩麻酔管理者	印
管 理 者 名	
(医療法による)	印

東京都知事 殿

東京都無痛分娩費用助成事業に係る対象医療機関除外届

下記のとおり変更したので、東京都無痛分娩費用助成等事業実施要綱第4の4（3）により届け出ます。

記

1. 医療機関名				
2. 所 在 地	〒			
	東京都			
3. 対象医療機関からの除外（抹消）希望日				
4. 本届出を行う理由				
5. 本件に関する担当者問合せ先	部 署		氏 名	
	メ ー ル アドレス		電話番号	

上記の事項について、届け出ます。

年 月 日

医 療 機 関 名	
無痛分娩麻酔管理者	印
管 理 者 名 （医療法による）	印

東京都無痛分娩費用助成事業実施要綱

受理通知書

第 号
年 月 日

医療機関名・管理者名

東京都知事
(公 印 省 略)

年 月 日付で届出があった
(対象医療機関届出書 ・ 変更届出書 ・ 除外届出書)
については、年 月 日に受理しましたので、通知します。

なお、受理結果についての対応は、福祉局の対象医療機関リストへの反映をもって連絡にかえさせていただきます。

東京都無痛分娩費用助成事業実施要綱

対象医療機関抹消予告通知書

第 号
年 月 日

医療機関名・管理者名

東京都知事

東京都無痛分娩費用助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4の6（2）アに基づき、下記を通知いたします。

また、要綱別表1の9による対応を行うこと。

記

- 1 抹消予定事由
- 2 抹消事由の解消手続
- 3 要綱第4の6（2）イに基づく手続予定日

東京都無痛分娩費用助成事業実施要綱
対象医療機関抹消通知書

第 号
年 月 日

医療機関名・管理者名

東京都知事

下記のとおり通知する。

記

抹消事由

なお、福祉局の対象医療機関リストへの反映をもって抹消となります。